履行意思・履行能力のない者による契約締結と不法行為の成否

【文 献 種 別】 判決／熊本地方裁判所人吉支部
【裁判年月日】 令和 8 年 1 月 28 日
【事 件 番 号】 令和 4 年（ワ）第 36 号
【事　件　名】 損害賠償等請求事件
【裁 判 結 果】 請求一部認容
【参 照 法 令】 民法 709 条
【掲　載　誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25574876

慶應義塾大学教授 **坂口　甲**

事実の概要

1　令和 2 年 7 月、球磨川の氾濫により、原告A、B、C、D及びE（以下「原告ら」という。）は被災した。被告Yは、令和 3 年 1 月ころ、熊本県人吉市内でF工務の屋号により工務店を開業し、仮設住宅や避難所等に、住宅支援金 200 万円や補助金 100 万円が得られる旨を記載したチラシを配布するなどして営業活動を行った。また、Yは、従業員に対し、被災者が住宅を建築するというと支援金 200 万円が出るので、それを目指して営業するよう指示していた。

2　原告らは、令和 3 年 3 月から同年 10 月にかけて、Yとの間でそれぞれ住宅の新築等を内容とする請負契約を締結した。Yは、各契約の締結に際し、工事に必要な下請業者を確保せず、下請業者から工事費の見積書を取得しないまま契約書を作成し、原告らに支援金等を受給させるなどして契約金を支払わせていた。いずれの契約書も具体的な工事内容を特定していなかった。F工務では、基礎工事、左官工事その他の工事を下請業者に発注する必要があったが、従前取引していた業者の多くがF工務からの仕事を受けない状態となっていた。

3　各原告の事情は、次のとおりである。Dは、同年 3 月 20 日、代金 1500 万円、工期を同年 8 月 30 日までとする契約を締結し、Yに 200 万円を支払った。Aは、同年 4 月 19 日ころ、Yとの間で、代金 1200 万円の契約を締結し、併せてYが建築用地の取得を仲介することを約した。Yは、翌日までにAから土地の売買代金として少なくとも 310 万円を受領したが、土地を取得しなかった。Cは、同年 6 月 24 日にYと契約したが、その契約書では代金額欄が空白のままであり、Yは、その状態でCから契約金として 200 万円を受領した。Eは、同年 8 月 8 日、代金 800 万円とする契約を締結した。同契約では、代金を契約時、着工時及び完成時に各 3 分の 1 ずつ支払うこととされていたが、Yは、着工前にEから合計 570 万円を受領した。F工務では、同年 9 月の時点で工事をすべて中断していたが、その後、Bは、同年 10 月 9 日、Yとの間で、代金 1800 万円、工期を令和 4 年 1 月 31 日までとする契約を締結し、代金を支払った。いずれの契約についても、工事は完成しなかった。

4　Yは、F工務を開業した時点で、県外の下請業者から約 700 万円の代金請求訴訟を、顧客から約 370 万円の代金返還請求訴訟を提起されていた。また、令和 3 年 2 月以降、Y名義の預金口座は、いずれも入金直後でも 100 万円から 400 万円程度であることが多く、その後直ちにクレジットカード会社への振込みや出金がされ、残高は数万円から数十万円程度で推移していた。さらに、同年 3 月には、Yは、クレジットカードで 260 万円の時計等を購入し、翌日に売却した。

5　原告らは、Yに対し、主位的に不法行為に基づく損害賠償を、予備的にクーリング・オフ、契約の取消し又は解除に基づく支払金の返還を請求した。

判決の要旨

1　YがF工務の開業時から複数の訴訟を抱え、預金口座の状況からも工務店の事業資金とし

て十分な資金を確保していたとは考え難く、クレジットカードで購入した時計等を翌日に売却したことなどから、Yは、遅くともDとの契約を締結した令和3年3月20日の時点で、「事業資金が枯渇し、資金繰りに窮する状態であった」ものと認められ、本件各契約について、「契約に従って履行する意思や能力を有していなかったことが推認される」。

2 また、F工務の施工体制等について、Yは、各契約の締結に際し、下請業者を確保せず、見積書を取得しないまま、代金や納期限を定めて契約書を作成し、原告らに支援金等を受給させるなどして契約金を支払わせていた。いずれの契約書も具体的な工事内容を特定していなかったことなどから、「被告が真摯に工事を施工することを前提として本件各請負契約を締結したとは考え難」く、原告らに支援金等を受給させ、それを契約代金として支払わせることを目的として、契約書の作成を進めていたことが推認される。

3 各原告について、前記共通事情に加え、次の事情を考慮した。Dについては、下請業者を確保しないまま納期を定め、200万円を受領したことなどから、「代金を支払わせることを目的として契約書を作成したことが推認される」とし、履行意思も履行能力もない状態で契約し、200万円を支払わせたと認めた。

4 Aについては、土地代金として受領した金員を資金繰りに流用し、さらに300万円を受領しても土地取得費用に充てず補填もしなかったことなどから、令和3年4月時点でF工務の経営が破綻に近い状態か、履行意思がなかったと推認し、履行意思も履行能力もないのに契約を締結して代金を交付させたと認めた。

5 Cについては、資金繰りが一層窮する中、工事内容も代金も未定のまま200万円を交付させたことなどから、工事の「実施の可否・スケジュール等を真摯に検討していた」とは考え難く、「契約金の受領を目的として」契約を締結したと認めた。

6 Eについては、工事中止後にも代金を受領し、着工前に総代金の3分の2を超える570万円を支払わせたことから、履行意思も履行能力もないのに契約を締結し、代金を受領したと認めた。

7 Bについては、工事全面中断後の令和3年10月9日に契約したことなどから、履行意思も履行能力もないのに契約を締結し、代金を交付させたと認めた。

8 以上のことから、原告らの主位的請求を認めたが、Aについては、建築予定地の所有者から30万円の返還を受け、損失が補填されたとして、その部分のみを棄却した。

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、契約の締結過程において、当事者の一方が債務を履行する意思も能力もないにもかかわらず、契約の締結に向けた勧誘行為を行い、相手方との間で契約を締結して相手方から給付を受領した場合に、不法行為の成立を認めた事例である。取引的不法行為のうちいわゆる詐欺的勧誘の事例は枚挙に暇がないが、債務を履行する意思や能力（以下それぞれ「履行意思」、「履行能力」ともいう。）を欺罔の対象とした裁判例は、学説ではあまり注目されてこなかった。

二 履行意思・履行能力欠如型の先例

1 いわゆる詐欺的勧誘の裁判例は、①履行意思も履行能力も欠けているのにそれらが存在するかのように相手方を欺罔する事例、②契約を締結するかどうかの判断を左右する事情のうち①以外の事項について相手方を欺罔する事例（福岡高宮崎支判昭59・11・28判タ549号205頁、名古屋地判昭61・9・19判時1225号88頁、東京地判平11・3・26判時1691号3頁等）、③ ①と②の事情が併存する事例（山形地判平元･4･25判タ705号193頁、東京地判平13・3・28判タ1140号183頁等）に分けられる[1)]。

2 このうち、上記①に属する裁判例には、次のものがある[2)]。

(1) 東京地判平2・11・26判時1399号88頁

投資ジャーナルグループの従業員は、同グループが真実は株式を所有していないにもかかわらず、顧客であるXに対して、株式を市場価格より安く譲渡するなどと勧誘し、Xは、指示された口座に株式の代金として金員を振り込んだ。しかし、判決文では明示されていないが、Xはその後株式の交付を受けなかったものとみられる。Xは、同グループの会長Yらに対して、不法行為による損害賠償を請求した。裁判所は、Yらが、その指揮

下にある従業員によって「株式を交付する意思も能力もないのに株式売買代金名下に金員を払い込むよう勧誘し、右金員を騙取する行為」が行われることを当然認識し、これを共謀して行ったとして、不法行為の成立を認めた。

(2)　水戸地判平 7・2・21 判タ 876 号 217 頁

学習塾のフランチャイズチェーンを運営するYは、生徒募集や研修済み講師の派遣を本部の責任で行い、加盟者は場所と開設資金を提供し簡単な事務を行えば一定の収益を得られるなどと説明して塾加盟契約を締結させた。ところが、実際にはYの募集活動、講師研修、運営体制が不十分だったため、加盟者Xら 25 名が不法行為による損害賠償を請求した。裁判所は、「Yは、客観的にみて多数の加盟塾を事前の説明どおりに運営していくだけの意思も能力もないのに、その能力があるかのように偽って加盟希望者を錯誤に陥れ、塾加盟契約を締結させたものというべきであり……、Yの右勧誘行為は、各Xに対し、詐欺による不法行為を構成する」と判示した。

(3)　東京地判平 9・11・25 判タ 980 号 221 頁

Yは、親子関係にあるAに、事業の開始に必要であるとしてA名義の携帯電話契約の申込みを依頼し、自らAの代理人としてXと契約を締結した。当時、Aは、多額の負債を抱え、取立てを免れるため友人宅に身を潜め、その事業内容も曖昧で経営状況も定かでなかった。Yは、Aの負債状況を知りながら、Aの事業内容を十分考慮せずに、A名義で短期間に多数回線の契約の締結を主導した。Aは、各契約の料金を一切支払わなかった。XがYに不法行為による損害賠償を請求したところ、裁判所は、契約締結時にAは「携帯電話料金を支払う意思もその能力もなかったものと推認される」とし、Yもこれを「了知していたものと推認される」としたうえ、YがAと共謀してその代理人として各契約を締結し、Xに損害を与えたとして、Yの不法行為責任を認めた。

3　先例との関係

以上3つの先例と本判決とに共通するのは、債務不履行そのものを不法行為としているのではなく、契約締結の勧誘又は締結時に、債務者又は債務者となる者が給付を実現する意思及びその実現可能性を欠いており、行為者がそれを認識しているにもかかわらず、それがあるものと相手方を誤信させ、財産上の給付をさせていることである。債務者又は債務者となる者に債務を履行する意思も能力もないにもかかわらず、その者を当事者とする契約の締結を働きかけ、相手方に給付をさせることは、履行意思及び履行能力があるという相手方の誤信を利用して、財産上の給付をするかどうかに関する相手方の自己決定を意図的に歪めるものであり、故意の不法行為を成立させうる[3)]。この類型の不法行為が成立するために、契約の成立それ自体は不可欠ではない。前掲東京地判平 2・11・26 は、契約の成立を明示的に前提とするものではないが、同じ判断枠組みで理解することができる。本判決は、前掲東京地判平 9・11・25 と同様に、積極的な虚偽説明を中心とせず、履行意思及び履行能力の欠如を示す客観的事情から不法行為の成立を認めたものであり、従来の裁判例の延長線上に位置づけることができる。

三　判断枠組み及び考慮事情

次に、履行意思及び履行能力がないという判断がどのような枠組みで行われ、どのような事情が考慮されたのかを検討しよう。

1　本判決の判断枠組み

本判決は、原告らに共通する事情と各原告に固有の事情とに分けて、不法行為の成否を検討する。原告らに共通する事情は、次の2点である。第1に、F工務の経営状況である。その資金状況等から、原告らの中で最初に契約を締結したDとの契約締結時にはすでに「事業資金が枯渇し、資金繰りに窮する状態」であり、「本件各請負契約について、契約に従って履行する意思や能力を有していなかったことが推認される」という。第2に、F工務の施工体制・契約締結の目的である。Yが下請業者を確保せず、見積書を取得しないまま代金・納期を定め、具体的な工事内容も特定されていない契約書を作成していたことなどから、「被告が真摯に工事を施工することを前提として本件各請負契約を締結したとは考え難」く、原告らに支援金等を受給させ、それを契約代金として支払わせることを目的として契約書の作成を進めていたことが推認されるという。各原告に固有の事情は、F工務の資金状況及び施工体制・契約締結の目的について、原告らに共通する事情を補完し、それを裏付けるものと位置づけられる。

2　履行意思・履行能力の欠如を基礎づける事情

本判決も含めて裁判例は履行意思と履行能力の

欠如を概括的に判断しているが、分析的にみれば、両者を区別することは不可能ではない。たとえば、前掲東京地判平 9・11・25 は、A について、㋐多額の負債を抱えていたこと、㋑債権者からの取立てを免れるため友人宅に身を潜めていたこと、㋒健康もすぐれなかったこと、㋓A の事業内容が曖昧で経営状況も定かでなかったこと、㋔契約に基づく電話料金を一切支払っていなかったことなどを挙げ、そこから「携帯電話料金を支払う意思もその能力もなかったものと推認される」と判示する。このうち、㋐及び㋑は、支払能力の欠如を示す事情であり、主として履行能力の欠如を基礎づける。そして、支払能力のない者が内容も経営状況も曖昧な事業のためとして多数回線の携帯電話契約を締結し、その後料金を一切支払わなかったという一連の事情全体から、契約締結時点で履行意思もなかったことが基礎づけられる。

本判決は、遅くとも D との契約の時点で F 工務の「事業資金が枯渇し、資金繰りに窮する状態」であったことに加えて、Y が下請業者を確保せず、見積書も取得していなかったといった施工体制を考慮して、F 工務に履行能力がなかったものと判断したものと考えられる。また、施工体制の不備に加えて、工事内容が具体的に定まっていないのに代金を受領するといった事情から、履行意思の欠如を導いたものとみることができる。

3　不法行為の成立を否定した先例との比較

従来の裁判例には、履行意思・履行能力の一方又は双方が欠けていないとして、不法行為の成立を否定した事例も存在する。たとえば、東京地判昭 55・3・31 判タ 414 号 81 頁をみてみよう。原告は、訴外会社が買受代金を支払う意思も能力もないのに原告から原木を買い受けたとして、その詐欺を被告が幇助したと主張した。しかし、裁判所は、訴外会社について、資金繰りが悪化していたこと自体は認めながら、倒産に至るまで生産・販売を継続し、受注状況も良く、倒産直前まで工場設備を拡充していたことなどから、代表者は「あくまでも事業継続の意思をもって原木の買受けをしてきた」と判断し、原告を欺罔する意思があったとは認めなかった。これは、履行意思の欠如が否定された事例と位置づけられる。また、京都地判平 5・3・30 判時 1484 号 82 頁は、学習塾のフランチャイズ契約につき、加盟者が、フランチャイザーには生徒を募集し塾を運営・管理する意思も能力もないのに、開設資金を取得する目的で契約を締結させたとして、不法行為による損害賠償を請求した事例において、不法行為の成立には「本件契約に定められた義務を履行する意思がなくその見込みがなかったことが前提となる」とし、実際に講師を派遣し、新聞折込広告やチラシの投函も行っていたこと、生徒の確保には本来不確定な要素があることなどから、不法行為の成立を否定した。これは、履行意思及び履行能力の欠如が認められなかった事例と位置づけられる。

これらの否定例では、程度の差はあるものの、事業の継続や当該契約の履行行為など、履行意思・履行能力の存在と整合する客観的事情が認められていた。これに対し、本件では、F 工務に他の案件の完成実績はあったものの（この点は**事実の概要**では省略した）、各原告との間では、下請業者の確保や見積書の取得等の履行準備を欠いたまま契約を締結し、代金を支払わせていた。本判決は、このような履行に向けた具体的準備の欠如と代金の受領を先行させた行動を、資金繰りの窮迫と併せて考慮し、履行意思及び履行能力の欠如を認定したものといえる。

●――注

1）本文とは異なる観点から、豊田商事事件における不法行為の違法性の分析として、契約内容それ自体の違法性と、勧誘行為の違法性という 2 つの側面がつとに指摘されている。その分析によれば、前者について、契約が「給付内容の実現が不可能であるにもかかわらず、これを秘匿し虚言を弄して、金銭を騙取するために企画・立案されたものである点」が問題となる（國井和郎「詐欺的商法の不法行為処理と理論構成」判タ 667 号（1988 年）61 頁以下）。なお、豊田商事事件に関する裁判例には、③の事例に属するものもあるが、履行意思及び履行能力の欠如に明示的には言及しないものが多い。

2）履行意思・履行能力の欠如を問題とする民事裁判例の背景には、支払意思・支払能力を欠く者が、これがあることを前提とする通常の取引として申込みをする場合に詐欺罪における欺罔行為を肯定する判例の考え方があるものと推測される。刑事判例は、商品買受けの申込みには、特段の事情がない限り、通常、代金を支払う旨の意思表示が含まれるとして、代金を支払う見込みも意思もない者による注文それ自体を作為による欺罔行為と解している（最決昭 43・6・6 刑集 22 巻 6 号 434 頁）。もちろん、このことから民事上の不法行為の成立範囲が刑事上の詐欺罪のそれと直ちに一致するわけではない。

3）窪田充見編『新注釈民法 (15)〔第 2 版〕』（有斐閣、2024 年）871 頁以下［後藤巻則］、338 頁［橋本佳幸］参照。